

# 公益財団法人石川県デザインセンター賛助会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第 60 号第 2 項の規定に基づき、公益財団法人石川県デザインセンター（以下「この法人」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

## (賛助会員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人で、この法人の活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

## (理事会への報告)

第3条 理事長は新たに賛助会員（以下単に「会員」という。）となった者について、属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

## (入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

## (会費)

第5条 会員は、法人、団体による法人会員と、個人による一般会員の 2 種類を設ける。  
2 会員の会費は、1 口 5,000 円とし、法人会員は 6 口以上、個人会員は 3 口以上とする。

## (会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。  
(1) 本デザインセンターが発行する刊行物の配布  
(2) 本デザインセンターが主催する展示会、講習会、セミナー等への特別優待  
(3) 本デザインセンターの施設の利用  
(4) 会員の参考に資する情報の提供

## (会費の使途)

第7条 第 5 条の会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

## (除名)

第8条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。  
(1) 違法行為又は著しく道義にもとる行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき  
(2) 正当な理由がなく会費を 3 年分以上滞納したとき  
2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

## (退会)

第9条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。  
2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## (改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。